

○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）（附則第三条関係）	1
○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（附則第四条関係）	4
○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（附則第五条関係）	5
○ 生活保護法施行令（昭和二十五年政令第四百八十八号）（抄）（附則第六条関係）	6
○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（附則第七条関係）	8
○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（抄）（附則第八条関係）	11
○ 介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）（抄）（附則第九条関係）	12
○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（附則第十条関係）	14
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（附則第十一条関係）	16
○ 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）（抄）（附則第十二条関係）	17
○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三十三号）（抄）（附則第十三条関係）	18
○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（附則第十四条関係）	19
○ 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（抄）（附則第十五条関係）	20
○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）（附則第十六条関係）	21

改正案	現行
<p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）並びに民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条</p>	<p>（児童福祉に関する事務）</p> <p>第七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）並びに児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）の規定により、都道府県が処理することとされている事務（児童福祉法第十一条第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定による助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会（第七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施設等」という。の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設（同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第七十四条の四十九の二第一項第六号において同じ。）の指定等、同法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十</p>

の八第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委員の設置、同法第十八条の九、第十八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定す

る八条の十（同法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）及び第十八条の十三から第十八条の十七まで並びに同令第七条、第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関（同法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の指定等、同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条から第二十条までの規定による保育士（同法第十八条の四に規定する保育士をいう。第七十四條の四十九の二において同じ。）の登録等、同法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援助、同法第二十一条の五の二十第一項（同法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。）の規定による都道府県知事による連絡調整又は援助、同法第二章第二節第三款（同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。）及び第五節第三款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、指定都市が行う同法第三十四条の三第一項に規定する障害児通所支援事業等（第八項において「障害児通所支援事業等」という。）、同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助事業（第八項において「児童自立生活援助事業」という。）又は同条第八項に規定する小規模住居型児童養育事業（第八項において「小規模住居型児童養育事業」という。）に係る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令、指定都市が行う同法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質

る一時預かり事業（第八項において「一時預かり事業」という。）に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法において児童虐待の防止等に関する法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
8
(略)

問等、指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業（第八項において「病児保育事業」という。）に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等、指定都市が設置する同法第七条第一項に規定する児童福祉施設（第八項において「児童福祉施設」という。）に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定による検査、同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費用の負担、同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町村整備計画の写しの受理、同法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、同法第五十六条の五の五第一項に規定する審査請求に対する裁決、同法第五十六条の七第三項の規定による支援、同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等並びに同法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。）とする。この場合においては、第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを除き、児童福祉法及び同令、少年法並びに児童虐待の防止等に関する法律中都道府県に関する規定（前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。）は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

2
8
(略)

○ 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）（抄）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 児童虐待の防止等に関する法律第十八条及び第十九条の規定</p> <p>七～十 （略）</p> <p>十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</p> <p>十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）第五章の規定</p> <p>第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <p>二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律</p>	<p>第四条 法第十八条の五第三号の政令で定める法律の規定は、次のとおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 児童虐待の防止等に関する法律第十七条の規定</p> <p>七～十 （略）</p> <p>十一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七七号。以下「特区法」という。）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</p> <p>（新設）</p> <p>第二十二條の五 法第十九條の九第二項第二号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 難病の患者に対する医療等に関する法律</p> <p>（新設）</p>

○ 医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）（抄）（附則第五条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（保健医療又は社会福祉に関する法律）</p> <p>第五条の十五の三 法第七十条の四第一号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 （略）</p> <p>十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）</p> <p>二十 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）</p> <p>二十一 第五条の五の七各号に掲げる法律</p>	<p>（保健医療又は社会福祉に関する法律）</p> <p>第五条の十五の三 法第七十条の四第一号ロの政令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十八 （略）</p> <p>十九 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）</p> <p>（新設）</p> <p>二十 第五条の五の七各号に掲げる法律</p>

改正案	現行
<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十九（略）</p> <p>三十 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>三十一 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 公認心理師法</p> <p>三十四 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の</p>	<p>（法第四十九条の二第二項第三号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の二 法第四十九条の二第二項第三号（同条第四項（法第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、法第四十九条の三第四項、第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十九（略）</p> <p>三十 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>（新設）</p> <p>（法第五十一条第二項第八号に規定する政令で定める法律）</p> <p>第四条の三 法第五十一条第二項第八号（法第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～三十二（略）</p> <p>三十三 公認心理師法</p> <p>（新設）</p>

○ 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（附則第七条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）</p> <p>第一条 社会福祉士に係る社会福祉士及び介護福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置</p>

法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）の規定とする。

2
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る

法（平成二十三年法律第七号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の規定とする。

2
（略）

（法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定）

第十四条の二 法第四十八条の四第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法（第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る

。)、公認心理師法及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の規定とする。

附 則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)、公認心理師法及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律の規定とする。

。)及び公認心理師法の規定とする。

附 則

(法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定)

第三条 法附則第四条第三項第三号及び第七条第二号の政令で定める社会福祉又は保健医療に関する法律の規定は、児童福祉法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、児童扶養手当法、老人福祉法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法、介護保険法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律、平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法(第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)及び公認心理師法の規定とする。

改正案	現行
<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）、公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）及び民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）の規定とする。</p>	<p>（法第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定）</p> <p>第一条 精神保健福祉士法（以下「法」という。）第三条第三号の政令で定める精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）及び公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）の規定とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>二十九 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第十号）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号（法第七十八条の十四第三項において準用する場合を含む。）、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第二項第三号（法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十七 （略）</p> <p>二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>（新設）</p>

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号、第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十 (略)

三十一 公認心理師法

三十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の

保護等に関する法律

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の五 法第七十七条第一項第十号、第七十八条の十第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第一百五十五条の九第一項第九号、第一百五十五条の十九第十一号、第一百五十五条の二十九第九号及び第一百五十五条の四十五の九第六号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十 (略)

三十一 公認心理師法

(新設)

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（抄）（附則第十条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>二十九 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）</p>	<p>（登録の拒否等に係る法律）</p> <p>第三十五条の二 法第六十九条の二第一項第三号、第七十条第二項第五号（法第七十条の二第四項（法第七十八条の十二、第一百十五条の十一、第一百十五条の二十一及び第一百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第五号、第七十九条第二項第四号（法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第三項第五号（法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百七条第三項第四号（法第一百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第一百十五条の二第二項第五号、第一百十五条の十二第二項第五号及び第一百十五条の二十二第二項第四号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十七 （略）</p> <p>二十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>（新設）</p>

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第四百十四條第一項第十号、第四百十五條の九第一項第九号、第四百十五條の十九第十一号及び第四百十五條の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十 (略)

三十一 公認心理師法

三十二 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の

保護等に関する法律

(指定の取消し等に係る法律)

第三十五条の四 法第七十七条第一項第九号、第七十八条の第十二号、第八十四条第一項第十号、第九十二条第一項第十号、第四百条第一項第九号、第四百十四條第一項第十号、第四百十五條の九第一項第九号、第四百十五條の十九第十一号及び第四百十五條の二十九第九号の政令で定める法律は、次のとおりとする。

一〇三十 (略)

三十一 公認心理師法

(新設)

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）（抄）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十五 （略）</p> <p>十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>十七 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三十六条第三項第五号の政令で定める法律）</p> <p>第二十二條 指定障害福祉サービス事業者（療養介護を提供するものを除く。）又は指定障害者支援施設（法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下同じ。）に係る法第三十六条第三項第五号（法第三十七条第二項、第三十八条第三項（法第三十九条第二項及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項において準用する場合を含む。）の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一 一十五 （略）</p> <p>十六 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定）</p> <p>第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十八条及び第十九条の規定</p> <p>七～九 （略）</p> <p>十 子ども・子育て支援法第八十三条から第八十五条までの規定</p> <p>十一 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第五章の規定</p>	<p>（法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定）</p> <p>第六条 法第十二条の五第四項第三号の政令で定める法律の規定は、次のおりとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十八条の規定</p> <p>七～九 （略）</p> <p>十 子ども・子育て支援法第八十三条から第八十五条までの規定（新設）</p>

○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成二十六年政令第二百三号）（抄）（附則第十三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>十四 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）</p>	<p>（法第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律）</p> <p>第一条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（以下「法」という。）第三条第五項第四号ロ及び第十七条第二項第一号の政令で定める国民の福祉又は学校教育に関する法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～十二 （略）</p> <p>十三 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。）</p> <p>（新設）</p>

○ 子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）（抄）（附則第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律） 第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）</p> <p>二十二 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）</p>	<p>（法第四十条第一項第八号の政令で定める法律） 第十七条 法第四十条第一項第八号の政令で定める法律は、次のとおりとする。</p> <p>一～二十 （略）</p> <p>二十一 国家戦略特別区域法（第十二条の五第七項の規定に限る。）</p> <p>（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</p> <p>二十三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定</p>	<p>（法第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるもの）</p> <p>第一条 公認心理師法（以下「法」という。）第三条第三号の保健医療、福祉又は教育に関する法律の規定であつて政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～二十一 （略）</p> <p>二十二 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の五第十五項及び第十七項から第十九項までの規定</p> <p>（新設）</p>

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（家庭福祉課の所掌事務） 第九十五条 家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）の規定による養子縁組あつせん事業に関する事。</p> <p>四 〓十四 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（家庭福祉課の所掌事務） 第九十五条 家庭福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>三 〓十三 （略）</p>